

様式（表面）

児童手当での学童保育料の納付について

志木市保育課

現在、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童生徒に、児童手当が毎年偶数月にそれぞれ2ヶ月分ずつ支給されることになっています。

児童手当は、児童手当法第21条の第1項の規定に基づき、保護者様からの申出により未納となっている保育園の保育料や給食費、学童保育料や延長保育料等の納付に充てることができます。

学童保育料等が未納となった場合、 児童手当での納付に同意される方

裏面の「児童手当に係る学童保育料の徴収に関する申出書」をご記入いただき、通っている学童保育クラブもしくは保育課へ申請書類と一緒に提出してください。

※児童手当の額は、お子様の人数や保護者様の所得金額により変更になる場合があります。

※兄弟姉妹がいるときは、1枚の申出書にまとめて記入してください。

※子ども手当の申請や児童手当の現況届の提出、税の申告がまだお済みでないときは、早めに手続きしていただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

〒353-8501

志木市中宗岡 1-1-1

志木市子ども・健康部保育課 学童保育・幼稚園グループ

電話 048-473-1764

児童手当に係る学童保育料の徴収等に関する申出書

志木市長 宛て

私は、児童手当法第 21 条第 2 項の規定に基づき、志木市長から支給を受ける児童手当の額から、以下の費用につき、期日をすぎてもなお納付できないときは、当該児童手当等の支払期日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、児童手当から当該費用の支払に充てるものとします。

徴収（支払）費用
学童保育料・学童延長保育料

※児童手当から徴収を行う場合は、事前に通知を行います。

令和 年 月 日

住所 _____

保護者（児童手当受給者）氏名 _____

↓入所児童だけでなく手当の対象となっている児童全員を記入してください

児 童 の 氏 名	_____	(平成・令和 年 月 日生)
	_____	(平成・令和 年 月 日生)
	_____	(平成・令和 年 月 日生)
	_____	(平成・令和 年 月 日生)
	_____	(平成・令和 年 月 日生)